

第1号様式（第7条関係）

京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付申請書

令和7年 4月 14日

(宛先) 京 都 市 長

申請者住所 京都市中京区寺町通御池上る  
上本能寺前町488番地

団 体 名 ○○株式会社  
氏 名 代表取締役 京都 太郎

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、下記のとおり京都市イノベーション拠点人材育成補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象経費

1,100,000円 (A)

2 補助申請額

500,000円 (C)

3. 申請者の概要		
事業者名	○○株式会社	
本社所在地	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	
代表者名	代表取締役 京都 太郎	
ホームページ	<a href="https://www.kyoto.co.jp">https://www.kyoto.co.jp</a>	
連絡担当者	所属部署・役職	△△部××課
	氏 名	御池 花子
	電話番号	000-111-2222
	メールアドレス	hanako@kyoto.co.jp

#### 4. コワーキングスペース・シェアオフィスの主な利用者層

ディープテックや IT 分野のスタートアップ、個人事業主、会社員、大学生、クリエイター、海外からのノマドワーカーなど

#### 5. 経費概要

##### ①社内研修の講師に対する謝金

研修テーマ：スタートアップの伴走支援に求められるスキル、  
京都のスタートアップ業界の動向 等

回数（1回あたりの時間）：全5回（2時間）

##### ②支援人材育成講座の参加費

- ・〇〇講座（全6回、オンライン）

URL：●●●

- ・××講座（全2回、対面（東京））

URL：●●●

##### ③イベント・交流会への参加費

- ・「IVS2025」（7月開催）

URL：●●●

- ・「TechGALA Japan 2026」（1月開催）

URL：●●●

##### ④資格取得に係る受験料

- ・税理士 1人分
- ・中小企業診断士 1人分

##### ⑤イベントの開催費

内 容：スタートアップ創業者の講演及び交流会

目 的：スタートアップ創業者から創業に至った経緯や思いなどを聞くことで、  
起業志望者のマインド醸成を図り、起業を促進する。

登壇企業：□□社、△△社（予定）

日 時：令和7年〇月

※令和7年4月1日～令和8年2月20日の期間内の経費が対象となります。

6. 経費詳細			
区分	内訳	補助対象経費 (税抜)	補助申請額 ※補助対象経費の 1/2
研修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修講師謝金 400,000 円</li> <li>・ ○○講座参加費 100,000 円</li> <li>・ ××講座参加費・旅費 100,000 円</li> <li>・ 「IVS2025」参加費・旅費 50,000 円</li> <li>・ 「TechGALA Japan 2026」 参加費・旅費 50,000 円</li> </ul>	700,000 円	
受験・検定料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税理士受験料 10,000 円</li> <li>・ 中小企業診断士受験料 30,000 円</li> </ul>	40,000 円	
イベント開催費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登壇者謝金 □□社 100,000 円 △△社 100,000 円</li> <li>・ イベント広告費 100,000 円</li> <li>・ 機材借費 60,000 円</li> </ul>	360,000 円	
合 計		(A) 1,100,000 円	(B) 550,000 円

※消費税及び地方消費税は補助対象となりません。税抜き価格を記載してください。

※金額の端数が出た場合は、小数点第一位の金額を切り上げた金額としてください。

7. 補助申請額	
(B) 又は補助上限額 (500,000 円) のうち低い額 ※千円未満切捨	(C) 500,000 円

## 8. 誓約事項

以下のとおり申告します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

- 京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付要綱に定める補助対象者の要件を満たしており、今後も事業を継続する意思を有しています。
- 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者ではありません。
- 申請者は、営業に関して必要な認可等を取得しています。
- 申請者は、京都市税の滞納はありません。
- 申請者は、本申請と同一の経費で、国・府・市等が実施する他の補助金等の交付を受けていません。
- その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付要綱に定める事項に違反しません。
- 申請時に提出した書類一式について、返還を求めません。
- 京都市イノベーション拠点人材育成補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合、記載事項が虚偽であった場合又は上記の申告に虚偽があった場合は、補助金を一括返還します。
- 申請者は、スタートアップ支援や起業家のコミュニティ形成に努めるとともに、本補助金による支援後、創業支援・スタートアップ支援等に係る本市事業に協力します。

法人名又は屋号                     〇〇株式会社                    

代表者(職)・氏名                     代表取締役 京都 太郎                    

## 9 添付書類

- (1) 補助対象者が京都市内で運営するコワーキングスペース・シェアオフィスの概要及び事業内容がわかるもの（会社パンフレット等）
- (2) 京都市税の納税義務を有する者は納税証明書（未納がないことの証明）